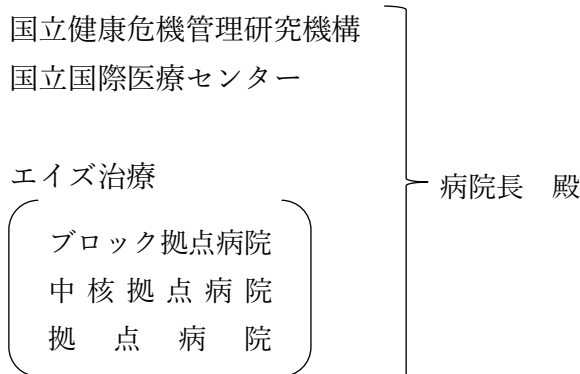


感感発0916第1号
令和8年9月16日



厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

HIV コーディネーターナースの意義及び役割について

平素より、エイズ対策の推進に多大なる御尽力を賜り感謝申し上げます。

HIV コーディネーターナースについては、「患者に開かれた医療を提供する」ことを目的に、エイズ治療・研究開発センター及び地方ブロック拠点病院に配置されています。

この HIV コーディネーターナースは医療機関内の様々な職種や他の医療機関等との横断的な連携、支援の調整等を担っており、今後は HIV 感染者等の療養の長期化に伴い、福祉分野との連携等も含めた包括的な支援が必要になることから、ますます重要な役割を果たすものと考えています。

また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（令和7年11月10日厚生労働省告示第294号）においても、HIV 感染症とエイズに関して知見を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、各種保健医療サービス及び介護・福祉サービスとの連携を確保するための機能（コーディネーション）を拡充することの重要性を示しています。

そこで、今般、HIV コーディネーターナースの意義・役割等について、下記のとおり考え方をお示ししますので、院内や必要に応じて院外の関係機関への周知を図られるとともに、HIV 感染者等に必要な医療等を適切に提供できるような体制確保に努めるようお願いいたします。

なお、本通知において示した HIV コーディネーターナースの意義・役割等については、厚生労働科学研究の成果やその他の知見の蓄積を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、現在検討を進めている HIV コーディネーターナースの人材育成及びキャリア形成の

観点も踏まえ、今後、本通知の内容の充実を図っていく予定であることを申し添えます。

記

1. HIV コーディネーターナースの意義

HIV コーディネーターナースは、患者に最も近い立場で継続的に寄り添いながら、患者中心の医療の実現を支えるとともに、院内外の多職種・関係機関をつなぐことで、HIV 感染者に対する包括的かつ継続的な支援体制を構築する要となる存在です。

2. HIV コーディネーターナースに期待される役割

HIV コーディネーターナースには、院内外や各地域における連携の中で、以下に示す役割を担うことが期待されています。

(1) 患者支援・相談支援

- ・ 患者に最も近い立場で継続的な支援を行うこと。
- ・ 身体的、精神的及び社会的課題の把握・アセスメントを実施すること。
- ・ 病名告知後における精神的ケアを行うこと。
- ・ 患者、家族及びパートナーからの相談に対応し、治療及び療養生活に関する情報提供を行うこと。
- ・ 患者の価値観や意向の把握に努め、個々の状況に応じた支援を実施すること。

(2) セルフマネジメント・意思決定支援

- ・ 患者が主体的に治療及び生活を継続できるよう支援すること。
- ・ 受診及び服薬の継続に向けた支援を行うこと。
- ・ インフォームド・コンセントの内容について患者の理解を促進すること。
- ・ 治療方針の選択等には、患者の価値観や意向を尊重しながら意思決定支援を行うこと。

(3) 多職種連携・コーディネート機能

- ・ 患者のニーズに応じて適切な支援につなぐこと。
- ・ 医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、カウンセラーその他の関係職種との情報共有を行い、多職種チームの編成、役割分担及び連携調整を行う役割を担うこと。
- ・ 必要に応じて支援計画を立案すること。

- ・ ケースカンファレンス等へ参加し、支援内容の検討及び調整を行うこと。

（４）地域連携・療養移行支援

- ・ 院内外の関係機関をつなぎ、切れ目のない支援体制を構築する役割を担うこと。
- ・ 地域を含めた支援体制の整備に努めること。
- ・ 地域医療機関、福祉機関及び介護関係機関との連携を図ること。
- ・ 患者の状態や意向に応じて、転院や在宅療養への移行支援を実施すること。

（５）教育・支援体制構築

- ・ 医療従事者及び地域の関係者に対する知識の向上並びに支援体制の充実を図る役割を担うこと。
- ・ 院内スタッフに対する教育及び研修を実施すること。
- ・ 地域医療機関や福祉関係者に対する教育及び情報提供を行うこと。
- ・ HIV に関する啓発活動を通じて、正しい知識の普及及び理解の促進に努めること。